

# 国民年金だより

むつ年金事務所  
☎22-2278

## 被用者年金一元化法が施行されます

平成24年8月に成立した「被用者年金一元化法」により平成27年10月1日から、これまで厚生年金と三つの共済年金に分かれていた被用者年金制度が厚生年金制度に統一されます。

○平成27年10月以降、厚生年金の決定・支払は、従来どおり厚生年金被保険者期間分は日本年金機構、共済組合等加入期間分については各共済組合などで行います。

○厚生年金に関する届書等(注)は、日本年金機構(年金事務所)または各共済組合などのどの窓口でも受付します。(ワンストップサービス)

(注) ①平成27年度10月以降に受給権が発生した厚生年金に限ります。

②障害給付の届書などの一部の届書を除きます。

主な変更事項は次のとおりです。

### 【年金相談に関する事項】

共済年金等(注)が管理する年金記録のうち、平成27年10月以降に厚生年金を受ける権利が発生する被保険者および受給者の方については、日本年金機構(年金事務所)の窓口においても年金相談が可能になります。

(注) 共済組合等とは、国家公務員共済組合、地方公務員等共済組合、私立学校教職員共済を指します。

①日本年金機構(年金事務所)で相談が可能となるのは厚生年金に限ります。

(共済年金に関する相談は行えません。)

②共済組合などが支払する年金について、年金事務所で行える相談内容は次のとおりです。

### ○受給者記録に関する照会

共済組合などが支払する年金について、年金額、年金額の変更理由、支払額などに関する照会。

※年金額の根拠や改定に至った経緯などを確認される場合は、決定・処分を行った各共済組合などに直接照会していただく必要があります。

### ○被保険者記録に関する照会

共済組合などの加入期間を有する方からの被保険者記録(加入期間や標準報酬月額など)に関する照会。

※共済組合などで管理する加入期間や標準報酬月額などの根拠を確認する場合や加入期間の調査を依頼する場合は、各共済組合などに直接照会していただく必要があります。

### ○年金の受給資格の有無に関する照会

厚生年金保険法に基づき年金の権利が発生する方からの年金の受給資格に関する照会。

その他の変更事項については、広報さい11月号に掲載予定ですが、お急ぎで確認したいことなどがありましたら、むつ年金事務所へお問合せください。

【お問合せ】むつ年金事務所(国民年金課)

住民福祉課 住民係 担当:宮澤

村県民税(3期)、固定資産税(3期)、介護保険料(3期)の納期は、

**11月2日(月)**です。忘れずに納付しましょう!

※納期ごとの納付が困難な方は、分割による納付も可能です。

お気軽に住民福祉課へご相談ください。